

令和 6 年

6 月加賀市議会定例会議案

令和6年6月加賀市議会定例会議案

目 次

議案等番号	件 名	頁
報告第4号	専決処分の報告について (加賀市税条例の一部改正について).....	1
報告第5号	専決処分の報告について (加賀市国民健康保険税条例の一部改正について).....	17
議案第52号	令和6年度加賀市一般会計補正予算.....	別冊
議案第53号	令和6年度加賀市下水道事業会計補正予算.....	別冊
議案第54号	加賀市税条例の一部改正について.....	20
議案第55号	加賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税の 課税の特例を定める条例の一部改正について.....	22
議案第56号	加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について.....	23
議案第57号	加賀市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について....	25
議案第58号	加賀市公共下水道条例の一部改正について.....	26
議案第59号	石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について.....	28
議案第60号	物品購入契約について.....	29
議案第61号	市道路線の廃止について.....	30

報 告 第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次の事件を別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によって報告し、その承認を求める。

令和6年6月10日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市税条例の一部改正について

専 決 第 3 号

加賀市税条例の一部改正について

加賀市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月30日専決

加賀市長 宮 元 陸

加賀市税条例の一部を改正する条例

〔 令 和 6 年 3 月 3 0 日 〕
〔 条 例 第 2 8 号 〕

加賀市税条例(平成17年加賀市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第47条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第47条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第79条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第79条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第138条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第138条第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第8条の3の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第8条の4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第21条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第28条第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及

びその時まで提出された第29条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第9条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第10条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第10条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第10条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第22条、第24条から第25条の3まで、附則第8条の2第2項、附則第10条第1項、附則第10条の3の2第1項、前条及び附則第12条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第25条第2項、第44条の5第1項及び前条の規定の適用については、第25条第2項及び前条中「法附則第5条の6第2項」とあるのは「法附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第44条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第10条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第10条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第10条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第34条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県

民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第33条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第33条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第33条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはそ

の者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第44条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第10条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第44条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第10条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出され

る第44条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第44条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるとき

は、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金

額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第44条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第10条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第44条の5第1項に規定する

年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第44条の5第2項の規定により読み替えられた第44条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第44条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日か

ら翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第10条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第44条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第10条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第22条、第24条から第25条の3まで、附則第8条の2第2項、附則第10条第1項、附則第10条の3の2第1項、附則第10条の4及び附則第12条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第11条第2項中「前条」を「附則第10条の4」に改め、同条第3項中「第25条の3第1項」の次に「、附則第10条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第25条の3第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第10条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第11条第2項及び」と、前条中「附則第10条の4及び」とあるのは「附則第10条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第13条の2第21項を削り、同条第20項を同条第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第13条の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第27項を同条第28項とし、同条第26項を同条第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第13条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第14条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8

年度まで」に改める。

附則第14条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第15条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第16条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第19条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第20条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和

8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第21条の2中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第27条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第28条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第29条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第29条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第30条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第30条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第33条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第34条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第34条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第35条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第35条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第35条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第35条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第35条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第35条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第35条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第35条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第35条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第35条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第8条の4を加える改正規定及び附則第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の加賀市税条例(以下

「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報 告 第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次の事件を別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によって報告し、その承認を求める。

令和6年6月10日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市国民健康保険税条例の一部改正について

専 決 第 4 号

加賀市国民健康保険税条例の一部改正について

加賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月30日専決

加賀市長 宮 元 陸

加賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔 令 和 6 年 3 月 3 0 日 〕
〔 条 例 第 2 9 号 〕

加賀市国民健康保険税条例(平成17年加賀市条例第156号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の加賀市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税につ

いては、なお従前の例による。

議 案 第 5 4 号

加賀市税条例の一部改正について

加賀市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月10日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市税条例の一部を改正する条例

加賀市税条例(平成17年加賀市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第6条又は附則第4条第1項の規定により石川県知事(以下「県知事」という。)の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第63条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第8条の3を次のように改める。

第8条の3 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例中第63条の改正規定は令和7年4月1日から、第25条第1項及び附則第8条の3の改正規定並びに次条の規定は公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の加賀市税条例第25条第1項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)及び」とする。

議 案 第 5 5 号

加賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税の課税の特例を定める
条例の一部改正について

加賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税の課税の特例を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月10日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税の課税の特例を定める
条例の一部を改正する条例

加賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税の課税の特例を定める条例(平成17年加賀市条例第79号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議 案 第 5 6 号

加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月10日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年加賀市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、公布の日から施行する。

議 案 第 5 7 号

加賀市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について

加賀市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月10日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

加賀市病院事業使用料及び手数料条例（平成17年加賀市条例第139号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

8 その他	死後処置料	管理者が別に定める額
-------	-------	------------

」を

「

8 死後処置料	死後処置料	管理者が別に定める額
9 その他特別に経費を要する診療料	第1項から前項までに掲げるもののほか特別に経費を要する診療料	診療報酬の算定方法による基準等を考慮して管理者が別に定める額

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

議 案 第 5 8 号

加賀市公共下水道条例の一部改正について

加賀市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月10日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市公共下水道条例の一部を改正する条例

加賀市公共下水道条例(平成17年加賀市条例第193号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項第2号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の氏名」を「排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改め、同条第3項第2号中「住民票」の次に「、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードをいう。)又は特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。)」を加え、同項第4号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の」を「責任技術者に係る」に改める。

第5条の3第1項第1号中「が1人以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第5条の4の見出しを「(責任技術者)」に改め、同条第1項中「排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)を専属させなければならない」を「責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、石川県内における他の営業所について兼任することを妨げない」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の加賀市公共下水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の加賀市公共下水道条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

議 案 第 59 号

石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、石川県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年2月1日石川県指令地第2728号)を次のとおり変更する。

令和6年6月10日提出

加賀市長 宮 元 陸

石川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

石川県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年2月1日石川県指令地第2728号)の一部を次のように変更する。

別表第1の2及び3中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議 案 第 6 0 号

物品購入契約について

次のとおり物品を購入する。

令和6年6月10日提出

加賀市長 宮 元 陸

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 品名及び数量 | 高機能消防指令システム 1式 |
| 2 | 契 約 金 額 | 351,461,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 石川県金沢市広岡三丁目3番11号
日本電気株式会社 北陸支社
支社長 河原 洋士 |

議 案 第 6 1 号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止する。

令和6年6月10日提出

加賀市長 宮 元 陸

路 線 名	起 点	終 点	道路延長	道路幅員
市道C第246号線	伊切町イ122番	伊切町イ154番1	131.4m	7.3m

【参考資料】

条例案件等新旧対照表

令和 6 年

6 月加賀市議会定例会

令和6年6月加賀市議会定例会
条例案件等新旧対照表

－ 目 次 －

件	名	頁
(報告第4号)	加賀市税条例の一部改正について.....	1
(報告第5号)	加賀市国民健康保険税条例の一部改正について.....	33
(議案第54号)	加賀市税条例の一部改正について.....	36
(議案第55号)	加賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税の 課税の特例を定める条例の一部改正について.....	40
(議案第56号)	加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について.....	42
(議案第57号)	加賀市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正 について.....	46
(議案第58号)	加賀市公共下水道条例の一部改正について	47
(議案第59号)	石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について.....	50

加賀市税条例(平成17年加賀市条例第74号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第46条まで 略 （市民税の減免） 第47条 ※本文 略 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、法人の市民税にあっては第1号及び第3号に、個人の市民税にあっては第2号及び第3号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 ※(1)から(4)まで 略 3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 ※第48条から第78条まで 略 （固定資産税の減免） 第79条 ※本文 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	※第1条から第46条まで 略 （市民税の減免） 第47条 ※本文 略 2 前項の規定により 市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、法人の市民税にあっては第1号及び第3号に、個人の市民税にあっては第2号及び第3号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 ※(1)から(4)まで 略 3 第1項の規定により 市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 ※第48条から第78条まで 略 （固定資産税の減免） 第79条 ※本文 略 2 前項の規定により 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	

※(1)から(5)まで 略 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 ※第80条から第137条の2まで 略 (特別土地保有税の減免) 第138条 ※本文 略 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 ※(1)から(3)まで 略 3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 ※第139条から第153条まで 略 附 則 ※第1条から第8条の3まで 略	<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> ※(1)から(5)まで 略 3 第1項の規定により 固定資産税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 ※第80条から第137条の2まで 略 (特別土地保有税の減免) 第138条 ※本文 略 2 前項の規定により 特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> ※(1)から(3)まで 略 3 第1項の規定により 市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 ※第139条から第153条まで 略 附 則 ※第1条から第8条の3まで 略	
---	--	--

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第8条の4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第21条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第28条第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第9条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条第1項の規定による控除については、その者の選択により、同項中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

※第10条から第10条の4まで 略

までに提出されたもの及びその時まで提出された第29条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第9条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第21条第1項の規定による控除については、その者の選択により、同項中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

※第10条から第10条の4まで 略

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第10条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第10条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第22条、第24条から第25条の3まで、附則第8条の2第2項、附則第10条第1項、附則第10条の3の2第1項、前条及び附則第12条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第25条第2項、第44条の5第1項及び前条の規定の適用については、第25条第2項及び前条中「法附

則第5条の6第2項」とあるのは「法附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第44条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第10条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第10条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第10条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第34条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端

数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第33条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第33条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第33条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額と

の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第44条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第10条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第44条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法に

よって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第10条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第44条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべ

き公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第44条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所

得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間に

においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第44条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第10条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係

る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第44条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。))を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。))に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。))に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第44条の5第2項の規定により読み替えられた第44条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第44条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第10条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第44条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第10条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第22条、第24条から第25条の3まで、附則第8条の2第2項、附則第10条第1項、附則第10条の3の2第1項、附則第10条の4及び附則第12条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第11条 ※本文 略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第22条まで、第24条から第25条の2まで、附則第10条第1項、附則第10条の3第1項、附則第10条の3の2第1項及び前条_____の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第25条の3第1項_____の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第11条第2項」とする_____。

※第12条から第13条まで 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第13条の2 ※本文 略

※2から13まで 略

14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

第11条 ※本文 略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第22条まで、第24条から第25条の2まで、附則第10条第1項、附則第10条の3第1項、附則第10条の3の2第1項及び附則第10条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第25条の3第1項、附則第10条の5第1項及び前条の規定の適用については、第25条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第11条第2項」と、附則第10条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第11条第2項及び」と、前条中「附則第10条の4及び」とあるのは「附則第10条の4、次条第2項及び」とする。

※第12条から第13条まで 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第13条の2 ※本文 略

※2から13まで 略

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 ※本文 略

21 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

—

24 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

21 ※本文 略

—

22 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

26 ※本文 略

27 ※本文 略

(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第13条の3 ※本文 略

※2 略

—

3 ※本文 略

4 ※本文 略

5 ※本文 略

6 ※本文 略

7 ※本文 略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8

27 ※本文 略

28 ※本文 略

(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第13条の3 ※本文 略

※2 略

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 ※本文 略

5 ※本文 略

6 ※本文 略

7 ※本文 略

8 ※本文 略

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9

項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

※(1)から(7)まで 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

※(1)から(6)まで 略

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

※(1)から(6)まで 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

※(1)から(6)まで 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所

項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

※(1)から(7)まで 略

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

※(1)から(6)まで 略

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

※(1)から(6)まで 略

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

※(1)から(6)まで 略

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所

有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

※(1)から(5)まで 略

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

※(1)から(4)まで 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

※(6) 略

14 ※本文 略

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第14条 ※本文 略

※(1)から(6)まで 略

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

※(1)から(5)まで 略

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

※(1)から(4)まで 略

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

※(6) 略

15 ※本文 略

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第14条 ※本文 略

※(1)から(6)まで 略

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第14条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第15条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に

第14条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第15条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に

100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 _____ の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 _____ の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条

100分の5 _____ を乗じて得た額を加算した額 _____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分 _____ の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分 _____ の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条

の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」と

の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」と

いう。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第16条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

※第17条・第18条 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の

いう。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第16条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

※第17条・第18条 略

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の

都市計画税の特例)

第19条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該

都市計画税の特例)

第19条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5_____を乗じて得た額を加算した額_____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該

商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超える

商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超える

ものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第20条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

ものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第20条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

※第21条 略

第21条の2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第149条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

※第21条の3から第26条まで 略

(特別土地保有税の課税の特例)

第27条 附則第15条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第14条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第135条第1号及び第139条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第15条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

※第21条 略

第21条の2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第149条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

※第21条の3から第26条まで 略

(特別土地保有税の課税の特例)

第27条 附則第15条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第14条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第135条第1号及び第139条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第15条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成

18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第135条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

※3・4 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第28条 ※本文 略

※2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

—

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第29条 ※本文 略

※(1)・(2) 略

※2 略

18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第135条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

※3・4 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第28条 ※本文 略

※2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

(5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第29条 ※本文 略

※(1)・(2) 略

※2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

—

※4 略

(長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第30条 ※本文 略

※2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

—

※第31条・第32条 略

(短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第33条 ※本文 略

※2から4まで 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

(5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第29条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

※4 略

(長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第30条 ※本文 略

※2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

(5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第30条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

※第31条・第32条 略

(短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第33条 ※本文 略

※2から4まで 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

—
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第34条 ※本文 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略
—

※第34条の2 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第35条 ※本文 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略
—

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

(5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第34条 ※本文 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

(5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第34条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

※第34条の2 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第35条 ※本文 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

(5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第35条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第35条の2 ※本文 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

—

※3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

—

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第35条の3 ※本文 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

—

第35条の2 ※本文 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

(5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第35条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

※3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

(5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第35条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第35条の3 ※本文 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

(5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第35条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

※ 3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

—

※ 6 略

※以下 略

※ 3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

※(1)から(4)まで 略

(5) 附則第10条の5及び附則第10条の8の規定の適用については、附則第10条の5第1項及び附則第10条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第35条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

※ 6 略

※以下 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第8条の4を加える改正規定及び附則第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の加賀市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)
附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対

して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

加賀市国民健康保険税条例(平成17年加賀市条例第156号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第20条まで 略 （国民健康保険税の減額） 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 ※(1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者	※第1条から第20条まで 略 （国民健康保険税の減額） 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 ※(1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者	

及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を
超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)

※アからカまで 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の
合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保
険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が
2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を
減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者
及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を
超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)

※アからカまで 略

※2・3 略

※以下 略

及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を
超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)

※アからカまで 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の
合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保
険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が
2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を
減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者
及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を
超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)

※アからカまで 略

※2・3 略

※以下 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

	2 <u>この条例による改正後の加賀市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u>	
--	---	--

加賀市税条例(平成17年加賀市条例第74号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第24条まで 略 （寄附金税額控除） 第25条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合並びに所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち次に掲げるものを支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 ※(1) 略 (2) <u>公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条第1項の規定により石川県知事(以下「県知事」という。)</u>又は<u>石川県教育委員会</u>の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託に対して支出した金銭	※第1条から第24条まで 略 （寄附金税額控除） 第25条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合並びに所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び <u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち次に掲げるものを支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u> ※(1) 略 (2) <u>公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第6条又は附則第4条第1項の規定により石川県知事(以下「県知事」という。)</u>の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金	

※ 2 略

※第25条の2から第62条まで 略

第63条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地にあっては第1号及び第2号に、家屋にあっては第3号及び第5号に、償却資産にあっては第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置す

※ 2 略

※第25条の2から第62条まで 略

第63条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地にあっては第1号及び第2号に、家屋にあっては第3号及び第5号に、償却資産にあっては第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置す

るもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものであるときは、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を当該申告書に添付するものとする。

※(1)から(5)まで 略

※第64条から第153条まで 略

※附則第1条から附則第8条の2まで 略

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第8条の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

※以下 略

るもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものであるときは、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を当該申告書に添付するものとする。

※(1)から(5)まで 略

※第64条から第153条まで 略

※附則第1条から附則第8条の2まで 略

—

第8条の3 削除

※以下 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例中第63条の改正規定は令和7年4月1日から、第25条第1項及び附則第8条の3の改正規定並びに次条の規定は公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の加賀市税条例第25条第1項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)及び」とする。

加賀市過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税の課税の特例を定める条例(平成17年加賀市条例第79号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条 略 （課税免除の適用範囲等） 第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示の日」という。）から<u>令和6年3月31日</u>までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号</u>の規定の適用を受ける設備（一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のものに限る。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者に対し、当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。	※第1条 略 （課税免除の適用範囲等） 第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示の日」という。）から<u>令和9年3月31日</u>までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号</u>の規定の適用を受ける設備（一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のものに限る。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者に対し、当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。	

※(1)・(2) 略	※(1)・(2) 略	
※2 略	※2 略	
※以下 略	※以下 略	
	<u>附 則</u>	
	<u>この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u>	

加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年加賀市条例第44号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第24条まで 略 （保育の内容） 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 ※第26条から第28条まで 略 （職員） 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ※(1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人	※第1条から第24条まで 略 （保育の内容） 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 ※第26条から第28条まで 略 （職員） 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ※(1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人	

※3 略

※第30条 略

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

※(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

※3 略

※第32条から第43条まで 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理

※3 略

※第30条 略

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

※(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

※3 略

※第32条から第43条まで 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理

員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることとはできない。

※(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

※3 略

※第45条・第46条 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から

員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることとはできない。

※(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

※3 略

※第45条・第46条 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から

食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 ※(1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 ※3 略 ※以下 略	食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 ※(1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 ※3 略 ※以下 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、公布の日から施行する。</u>
--	--

加賀市病院事業使用料及び手数料条例(平成17年加賀市条例第139号)新旧対照表

現行			改正後（案）			備考
※本則 略			※本則 略			
			<u>附 則</u>			
			<u>この条例は、令和6年7月1日から施行する。</u>			
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
使用料等			使用料等			
種別	区分	料金	種別	区分	料金	
※1 文書料等 から7 訪問 看護に係る その他の使 用料まで 略	※略	※略	※1 文書料等 から7 訪問 看護に係る その他の使 用料まで 略	※略	※略	
8 <u>その他</u>	死後処置料	管理者が別に定める額	8 <u>死後処置料</u>	死後処置料	管理者が別に定める額	
—	—	—	9 <u>その他特別</u>	第1項から前項まで	診療報酬の算定方法による基準等	
			<u>に経費を要</u>	<u>に掲げるもののほか</u>	<u>を考慮して管理者が別に定める額</u>	
			<u>する診療料</u>	<u>特別に経費を要する</u>		
				<u>診療料</u>		

加賀市公共下水道条例(平成17年加賀市条例第193号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
※第1条から第5条まで 略 (指定の申請) 第5条の2 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。 ※(1) 略 (2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地並びに第5条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>専属</u>することとなる<u>責任技術者の氏名</u> _____ _____ 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ※(1) 略 (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票_____ _____ _____ _____ _____の写し	※第1条から第5条まで 略 (指定の申請) 第5条の2 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。 ※(1) 略 (2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地並びに第5条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任</u>することとなる<u>排水設備工事責任技術者</u>(以下「<u>責任技術者</u>」という。)の氏名並びに他の営業所の<u>責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</u> 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ※(1) 略 (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票、<u>在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードをいう。)</u>又は<u>特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。)</u>の写し	

※(3) 略

(4) 専属することとなる責任技術者の 責任技術者証の写し

※(5) 略

(指定の基準)

第5条の3 管理者は、第5条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。

※(2)・(3) 略

※2 略

(排水設備工事責任技術者)

第5条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、管理規程で定めるところによる排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)を専属させなければならない

_____。

※2から4まで 略

※以下 略

※(3) 略

(4) 選任することとなる責任技術者に係る責任技術者証の写し

※(5) 略

(指定の基準)

第5条の3 管理者は、第5条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者を選任している _____ こと。

※(2)・(3) 略

※2 略

(責任技術者)

第5条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、管理規程で定めるところによる責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、石川県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

※2から4まで 略

※以下 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の加賀市公共下

	<u>水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例 による改正後の加賀市公共下水道条例の相当規定によりなされた処 分、手続その他の行為とみなす。</u>	
--	---	--

石川県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年2月1日石川県指令地第2728号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第3条まで 略 （広域連合の処理する事務） 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町において行う。 （1） 被保険者の資格の管理に関する事務 （2） 医療給付に関する事務 （3） 保険料の賦課に関する事務 （4） 保健事業に関する事務 （5） その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 ※以下 略 別表第1(第4条関係) ※1 略	※第1条から第3条まで 略 （広域連合の処理する事務） 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町において行う。 （1） 被保険者の資格の管理に関する事務 （2） 医療給付に関する事務 （3） 保険料の賦課に関する事務 （4） 保健事業に関する事務 （5） その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 ※以下 略 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和6年12月2日から施行する。</u> 別表第1(第4条関係) ※1 略	

2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付 ※4から6まで 略 ※別表第2 略	2 <u>資格確認書等</u> の引渡し 3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付 ※4から6まで 略 ※別表第2 略	
---	--	--